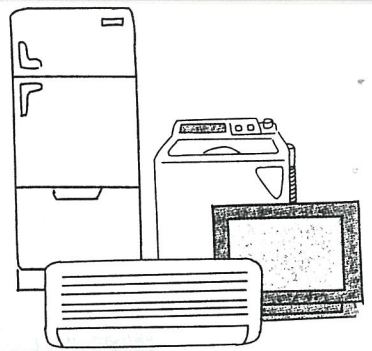


4月より施行

《家電リサイクル法》

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機



粗大ごみの出す方法が
大きく変わります

現在、家庭から出る粗大ゴミ（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の約8割は小売業者が回収し、残り2割は直接市町村（横芝町は山武郡環境衛生事業振興組合）が回収しています。

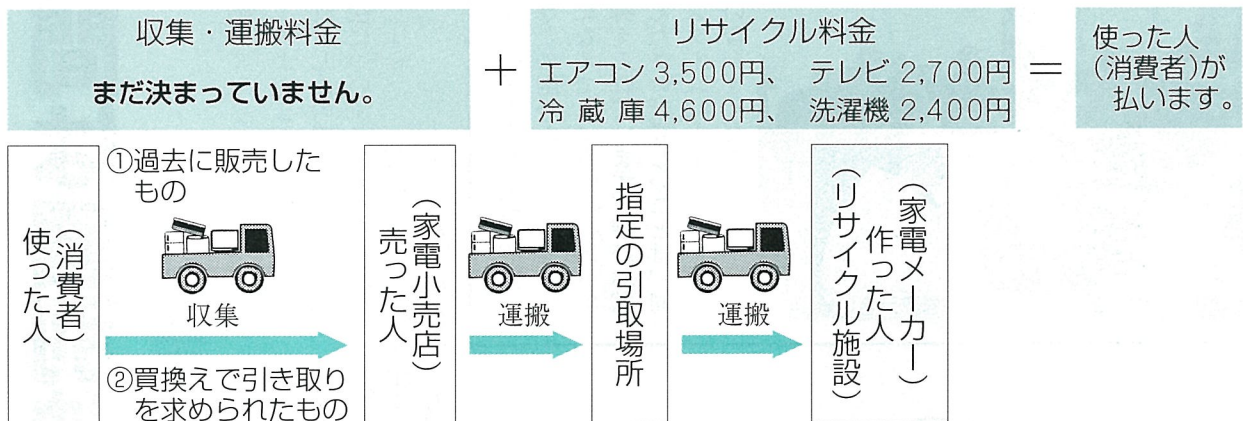
この粗大ゴミは、丈夫にできているため破碎、焼却処理やリサイクルに多額な費用がかかり、大半がゴミとして処分されています。そのため、埋立処分場がすぐ満杯になったり、資源の再利用ができず無駄になってしまうなど、大きな問題となっていました。

そこで、この問題を解決するため、作った人、売った人、使った人、みんなが少しづつリサイクル費用を負担し、ゴミの減量と限りある資源の有効利用するため、家電リサイクル法が作られました。

4月からこの法律の施行により、今までと違い、使った人（消費者）であるみなさんがこの粗大ゴミを出す時は、売った人（小売店）に引取りを依頼して、「収集運搬料金」と「リサイクル料金」を支払うことになります。

尚、買ったところがわからなかったり、廃業などで売る人へ依頼できない場合は、組合指定の運送業者が代行する予定です。

4月から、粗大ゴミ（家電製品4品目）は次の様な流れでリサイクルされます。



定額保険料

平成12年1月～平成12年12月	(1ヶ月) 13,300円
1年分の国民年金保険料	159,600円

定額保険料+付加保険料

平成12年1月～平成12年12月	(1ヶ月) 13,700円
1年分の国民年金保険料	164,400円

1年前納(平成12年4月～平成13年3月)

定額保険料	155,750円
付加込み保険料	160,430円

所得税の確定申告や住民税の申告が2月16日から始まりますが、みなさんは国民年金の保険料が所得額から控除されることをご存じですか。
 平成12年1月から12月までに納めた本人の保険料や、家族のために納めた保険料は全額が社会保険料控除となり、所得税や住民税が安くなりますので忘れずに申告してください。平成12年1月から12月までの保険料は別表のとおりです。このほか、昨年中に納めた前納保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので忘れずに申告してください。

年金だより

確定申告のとき

国民年金保険料を

忘れずに!

